

備考

- ① 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字分けて左詰めで記入すること。
- ③ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 

H	0	1
年	0	8
月	2	3
日		

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

  
 [平成元年8月23日の場合]

- ④ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

(群馬県の住所及び本籍市区町村コード一覧)

市町名	コード	市町名	コード	市町名	コード	市町名	コード
前橋市	10201	みどり市	10212	長野原町	10424	板倉町	10521
高崎市	10202	富士見村	10303	嬭恋村	10425	明和町	10522
桐生市	10203	榛東村	10344	草津町	10426	千代田町	10523
伊勢崎市	10204	吉岡町	10345	六合村	10427	大泉町	10524
太田市	10205	吉井町	10363	高山村	10428	邑楽町	10525
沼田市	10206	上野村	10366	東吾妻町	10429		
館林市	10207	神流町	10367	片品村	10443		
渋川市	10208	下仁田町	10382	川場村	10444		
藤岡市	10209	南牧村	10383	昭和村	10448		
富岡市	10210	甘楽町	10384	みなかみ町	10449		
安中市	10211	中之条町	10421	玉村町	10464		

- ⑥ 「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ一(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 

大	手	町	1	-	1	-	1	
---	---	---	---	---	---	---	---	--

- ⑦ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ一(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 

0	2	6	-	2	2	6	-	3	5	2	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑧ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0
---	---	---	---	---

 と記入すること。

- ⑨ 「本籍」の欄は、⑧により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例) 

大	手	町	1	丁	目	1	番	1	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑩ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51~64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)①に従うこと。

(記入例) ⑦ 

1	0
---	---

 ( 1 ) 

				1	0	0
--	--	--	--	---	---	---

 [群馬県知事(1)第100号の場合]

(記入例) ① 

0	0
---	---

 ( ) 

						5	0
--	--	--	--	--	--	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ⑪ 「実務経験に関する事項」の「商号又は名称」の欄は、左詰めで記入すること。
- ⑫ 「実務経験に関する事項」について記入しきれないときは、欄外に必要な事項を記入し、「合計」の欄は、欄外に記入した実務経験を合せて記入すること。
- ⑬ 「期間」の欄は、それぞれ、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たって、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 

H	2	0	1	1	0	3
---	---	---	---	---	---	---

 ~ 

H	2	3	1	2	3	1
---	---	---	---	---	---	---

S	昭和	H	平成
---	----	---	----

[平成 20 年 11 月 3 日から平成 23 年 12 月 31 日の場合]

- ⑭ 「認定コード」の欄は、下表より該当する認定の内容のコードを記入すること。

1	国土交通大臣が指定する宅地又は建物の取引に関する実務についての講習を修了した者
2	国、地方公共団体又はこれらの出資に伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が通算して2年以上ある者
3	上記に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地建物取引業法第 18 条第 1 項に規定する宅地又は建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められた者

- ⑮ 「合格証書番号」の欄は、左詰めで記入すること。  
⑯ 業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項の「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。